

令和 年 月 日

三重県知事 宛て

申請者

郵便番号	
住所	
名称	
代表者 職氏名	

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金の交付を受けたいので、三重県補助金等交付規則第3条及び南部地域体験教育旅行促進事業費補助金交付要領第6条の規定により、次のとおり申請します。

【学校情報】

学校名		学校所在市町名	
学年			

【体験教育旅行実施内容】

実施期間	補助対象は、令和3年4月～令和4年2月に実施する体験教育旅行です。体験教育旅行の実施期間が令和3年4月～令和4年2月の間である場合、出発日及び帰着日を右の欄に記入してください。		出発日	
			帰着日	
宿泊	南部地域に宿泊する場合、補助金が加算となります。宿泊先の市町名を右の欄に記入してください。宿泊を伴わない場合や南部地域外に宿泊する場合、「対象外」と記入してください。			
訪問先	体験教育旅行で訪問する南部地域の全ての施設等の名称、所在市町名及び体験内容を下の欄に記入してください。添付する旅行行程表などと一致させてください。			
		名称	所在市町名	体験内容

南部地域：伊勢志摩・紀勢地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町)及び東紀州地域(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)

【添付書類】

- (1) 旅行行程表など旅行計画が分かる書類のコピーを添付してください。
- (2) 旅行事業者が申請する場合は、学校から旅行の企画依頼を受けたことが分かる書類(依頼文、契約書等)のコピーを添付してください。

【補助金申請額】

(A) 補助金単価	補助金単価表を参考に補助金単価を「5,000」「4,500」「4,000」「2,000」「1,500」「1,000」から選択し、右の欄に記入してください。	
(B) 児童・生徒数	体験教育旅行に参加予定の児童・生徒数を右の欄に記入してください。	
(A) × (B) 申請額	申請額 = 補助金単価 × 児童・生徒数です。申請額を右の欄に記入してください。	

< 補助金単価表 >

学校	訪問先	単価	参考例
1 伊勢志摩・紀勢地域の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,000円	伊勢市の学校が南伊勢町を訪問
	東紀州地域	1,500円	志摩市の学校が熊野市を訪問
2 東紀州地域の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,500円	尾鷲市の学校が鳥羽市を訪問
	東紀州地域	1,000円	紀宝町の学校が紀北町を訪問
3 1及び2を除く県内の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,500円	四日市市の学校が大台町を訪問
	東紀州地域	2,000円	伊賀市の学校が御浜町を訪問
東紀州地域又は伊勢志摩・紀勢地域での宿泊を伴う場合、上記単価に3,000円を加算します。			

なお、伊勢志摩・紀勢地域と東紀州地域の両地域を訪問する場合、いずれか高い方の単価を適用します。

伊勢志摩・紀勢地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州地域：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

【留意事項】

次の留意事項を確認の上、補助金を申請します。

- ・ 三重県の他の補助金等と重複して申請することはできません。
- ・ 転入等により参加児童・生徒数が増となる場合などは、変更交付申請書(第3号様式)を提出する必要があります。
- ・ 体験教育旅行終了後30日以内に実績報告書(第8号様式)を提出する必要があります。
- ・ 遊園地や動物園、公園等での”自由行動だけ”のものなど、南部地域の豊かな「自然」「歴史」「文化」を体験する(に触れる)ことを目的としない教育旅行は、補助金の対象外となります。
- ・ 体験教育旅行の実費負担額(実際にかかった費用から市町等からの補助金等を除いた額)が、補助金の交付決定額を下回った場合は、その額に減額して交付することとなります。
- ・ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。

【連絡先】

担当者名			
電話番号		E-Mail	

(太枠の欄は、全て記入してください。記入漏れがないか今一度ご確認ください。)

以上